

「まん延防止等重点措置実施下での新郷東小学校の対応等について」

1 学校保健に関する感染予防の更なる徹底 ※8:00までにコドモンへの健康観察入力を！

(1) 健康観察の更なる徹底について

- ・毎朝の検温及び風邪症状の確認等、健康観察カードによる健康観察の強化
- ・風邪症状等の体調不良の際には登校させない
- ・同居の家族内に体調不良者がいる際には登校させないよう保護者に要請

(2) 学校環境衛生について

- ・手洗いの徹底とマスクの着用（鼻と口の両方を隙間がないように覆う）
- ・適切な換気と保湿
- ・職員室等において、つい立や飛沫感染防止シート等の設置

(3) 家庭（保護者）への協力依頼について

- ・登校前の検温、健康観察、体調管理の徹底（体調不良の際は登校しない、させない）
- ・手洗いの徹底とマスクの着用（鼻と口の両方を隙間がないように覆う）
- ・適切な換気と保湿
- ・不要不急の外出、児童同士の会食等の自粛

2 給食指導に関する留意事項の徹底

「川口市立学校の学校給食留意事項」（令和2年10月27日付け）を原則とし、以下の点について徹底する。

(1) 準備について

- ・給食当番を行う児童生徒（及び教職員）は、健康状態、服装を含め当番活動が可能であるかを毎日点検する。
- ・児童全員が食事の前にうがい、石けんによる手洗い、必要に応じてアルコール等による消毒を行い、会食までマスクの着用を徹底する。

(2) 配膳について

- ・教職員が中心に行い、児童が担当するものを限定するなど対応を工夫する。

(3) 会食中について

- ・飛沫を飛ばさないよう机を向かい合わせにはせず、前を向いて食べる。
- ・**会話は禁止**とする。

3 教育活動について

(1) 実技等を伴う授業における「特に感染リスクが高い学習活動」について

- ・令和2年9月11日付「実技等を伴う授業を行う上での留意点（改訂版）について（通知）」をもとに実施する。
- ・家庭科の調理実習については、令和2年11月9日付「家庭科、技術・家庭科（家庭分野）調理実習等に関する取扱いについて（通知）」をもとに取り扱う。

(2) 配慮を要する教育活動等について

- ・小学校6年生への進路指導に支障が出ないよう配慮すること。感染者や濃厚接触者への進路指導については丁寧に対応すること。
- ・全児童や複数学年による多人数での集会等は、「密」を形成し、感染リスクを高めることから行わない。
- ・クラブ活動の活動内容については、各教科等に準ずる。
- ・校外活動については、目的地の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、中止または延期を含め実施の可否を判断する。実施する際には、令和2年9月11日付学校保健課長発出「校外学習等実施に伴う新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理注意事項について（通知）」を参照し、感染拡大防止対策を徹底する。
- ・令和3年度の市立小・中学校の卒業式については、1月14日実施の市立校長会において示した「令和3年度 小・中学校卒業証書授与式の方針について」の通りとする。
(卒業生、保護者1名、職員のみ会場参列、それ以外の保護者は別室：在校生の参加及び歌唱については校長判断。来賓なし。詳細については、後日ご案内させていただきます)
- ・運動を伴う学習活動の際には、原則マスクを外すこととする。ただし、このことはマスクの着用を希望する児童がいる場合、マスクの着用を否定するものでないことに留意する。マスクを着用して運動する際には、児童の様子を注視し、必要に応じてマスクを外し、休憩をとるよう指導する。
- ・ICTの活用にあたっては、令和4年1月21日付事務連絡「やむを得ず学校に登校できない生徒等へのICTを活用した学習指導等について（通知）」を参考にする。

4 児童生徒の出欠席の取扱い

(1) 基本的な考え方について

- ・原則、令和2年5月26日付事務連絡「川口市立学校(園)の再開について」(学務課長)による出欠席の取扱いと同様とする。
 - ・熱等の風邪症状がみられる場合の自宅休養は、欠席ではなく「**出席停止**」となる。
 - ・保護者から学校を休ませたいと相談された際の対応については、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努める。その上で、保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、「**出席停止**」として記録し、欠席としない場合もあり得ると考えられる。

(2) 表簿等への記載について

- ・「出席停止」の理由は、「**新型コロナウイルス感染症関連**」とする。

(3) 登校後の体調不良に関する取扱いについて

- ・学校で発熱等の体調不良を確認した場合、当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。（「**出席停止**」とする）

5 社会教育団体等への学校施設開放

- ・校庭等の屋外施設及び体育館等の屋内施設の開放は**夜7時まで**とする。（1月21日（金）から「まん延防止等重点措置」の期間）
※各学校から利用団体に、可能な限り連絡し、連絡が付き次第、時間制限について協力を得る。

- ・利用団体に対して、利用における注意事項（「3密」を避ける、ドアノブ・スイッチ等共用箇所の消毒等）を周知し、感染症対策を徹底させる。
- ・利用者すべてについて、氏名・連絡先・健康状態等を把握するため、名簿を提出させるなど記録を残す。
- ・利用の際は、**原則、関係団体のみでの利用とする。今回の期間においては、中学校の部活動も練習試合等が禁止されているため部外者はいれない**こととする。

6 小学校における放課後児童クラブの対応

- ・通常どおり開室する。

7 来校者への対応

- (1) 氏名や来校時間、連絡先等を記入させ、消毒及びマスクの着用を徹底させる。
- (2) 来校者の待機場所は、間隔をあけて椅子を置くなど、ソーシャルディスタンスをとるようにする。

8 教育公務員としての自覚と責任

- ・「まん延防止等重点措置」を踏まえ、不要不急の外出や大人数での会食・宴席等を控えるなどして、教育公務員としての自覚と責任をもった行動をとる。